

補助金・助成金一覧《地域》

(2024年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
自治会等掲示板設置等補助金	市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体	掲示板を設置、または補修に要する費用	設置総額の1/2以下 1団体 限度額20万円 ※1,000円未満切捨	4月下旬に、全自治会・町内会へ案内文書を送付。希望する自治会・町内会は必要書類を揃えて同年6月下旬までに申請。 ※申請総額が、市の予算の範囲を超えた場合は、抽選により補助対象団体を決定。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/kejiban.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/kejiban.html</a>
集会施設整備補助金	市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体	①新築、購入に要する経費 ②増改築、改造に要する経費	①新築、購入の場合 経費の1/3以下 限度額800万円(財産区補助がある場合は500万円) ②増改築、改造の場合 経費の1/3以下 限度額400万円(財産区補助がある場合は250万円) ※それぞれ1,000円未満切捨	7月下旬に全自治会・町内会へ案内文書を送付。希望する自治会・町内会は必要書類を揃えて同年9月上旬までに仮申請。 ※補助の決定は翌年度4月初旬。仮申請の翌年度の助成。 補助決定の連絡(4月初旬)後、改めて本申請が必要。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html</a>
集会施設用地取得補助金	市の認可を受けた地縁による団体またはその連合体	建設用地の取得に要する経費	経費の1/3以下 限度額1,000万円(財産区補助があるときは650万円) ※1,000円未満切捨	7月下旬に全自治会・町内会へ案内文書を送付。希望する自治会・町内会は必要書類を揃えて同年9月上旬までに仮申請。 ※補助の決定は翌年度4月初旬。仮申請の翌年度の助成。 補助決定の連絡(4月初旬)後、改めて本申請が必要。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html</a>
自治会放送設備整備補助金	市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体	①マイク・アンプ、スピーカー、支柱の新設及び全面的な更新に要する経費 ②マイク・アンプ、スピーカー、支柱の修理等に要する経費	・新設及び全面的な更新をする場合 経費の1/3以下 限度額80万円(財産区補助があるときは50万円) ・修理等の場合 経費の1/3以下 限度額40万円(財産区補助があるときは25万円) ※それぞれ1,000円未満切捨	7月下旬に全自治会・町内会へ案内文書を送付。希望する自治会・町内会は必要書類を揃えて同年9月上旬までに仮申請。 ※補助の決定は翌年度4月初旬。仮申請の翌年度の助成。 補助決定の連絡(4月初旬)後、改めて本申請が必要。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/hoso.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/hoso.html</a>
コミュニティ助成事業	市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体 ※下記の団体等は対象外 特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会、宗教団体、営利団体、公益法人、地方公共団体が出資している第3セクター及び活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等	①一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業 ②コミュニティセンター助成事業 住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業 ※認可地縁団体名義の建物の保存登記が必要 ③自主防災組織育成助成事業 地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業 ④青少年健全育成助成事業 スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業	①一般コミュニティ助成事業 100万円～250万円 ②コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内(上限1,500万円) ③自主防災組織育成助成事業 30万円～200万円 ④青少年健全育成助成事業 30万円～100万円 ※いずれも1件につき10万円単位(10万円未満を切り捨て)	例年9月頃に県から案内9月下旬までに関係書類を明石市コミュニティ・生涯学習課へ提出 ※申請された全ての団体に助成されるとは限りません	兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 TEL 078-341-7711	<a href="https://www.jichi-sogo.jp/lottery/community">https://www.jichi-sogo.jp/lottery/community</a>

補助金・助成金一覧《地域》

(2024年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
あかし市民活動応援補助金	地域における社会的課題等の解決や、地域社会における共同利益の実現といった「公益的活動」	① サポート10コース 申請団体自らが市内において実施する公益的事業 ② サポート50コース 申請団体自らが市内において実施する公益的事業 ③ 組織パワーアップコース 組織の強化につながる取り組み	① サポート10コース 上限10万円 ② サポート50コース 上限50万円 ③ 組織パワーアップコース 上限10万円	4月1日～4月30日 提出方法:申請書を持参、郵送またはメール 書類審査(全コース共通)及び公開審査(サポートコース50のみ)を行い、助成団体を決定。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/s_katsudo_support.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/s_katsudo_support.html</a>
明石市の文化遺産総合活用推進事業	地域の文化遺産の所有者や保護団体(保存会)等で、次の4つの要件を満たすもの。 ・定款、寄付行為に類する規約を有すること ・団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること ・活動の本拠となる事務所等を有すること	(1)用具等整備事業(布団太鼓の修理や衣装の新調等) (2)後継者養成事業(保存会会員対象の技術等継承のための取組) (3)記録作成・情報整備事業(記録作成、発信、ライブ配信等)	文化庁の採択決定をうけ、実施年度の4月上旬に補助金の交付決定通知を送付予定。	例年11月に翌年度実施分を募集 ※令和6年度実施事業の募集は終了、追加募集があれば市HPに掲載	明石市市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財担当 TEL 078-918-5629	—
伝統文化親子教室事業	伝統文化・生活文化の振興等を目的とする団体	次代を担う子供たちを対象に、伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる取組及び教室で修得した技芸等の成果を披露する発表会や、地域で開催される行事等へ参加する取組	対象事業を実施する上で必要となる経費(事業ごとに上限50万円)	例年11月中旬～12月初旬に翌年度実施分を募集 ※令和6年度実施事業の募集は終了	明石市市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財担当 TEL 078-918-5629	—
まち賑わい創出事業補助金	補助対象者は以下に掲げるものとする。 ① 商店街等 ② 商店街等が共同してイベント等を行うために組織する実行委員会 ③ 明石市商店街連合会 ④ 商店街等と校区まちづくり組織が共同してイベント等を行うために組織する実行委員会	まちの活性化及び交流人口の増加を図ることを目的として、市内の諸団体等がまちの賑わいを創出するための事業を実施する場合に、その経費の一部を補助	補助対象経費の2/3以内(上限50万円)	年度初め(4月頃) 補助金認定申請書等を提出。	明石市市民生活局産業振興室産業政策課 TEL 078-918-5098	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/machizukuri/shokogyo/kee/shogyodantai.html">https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/machizukuri/shokogyo/kee/shogyodantai.html</a>
合理的配慮の提供を支援する助成制度	① 事業者などの民間の事業者 ② 自治会などの地域の団体 ③ サークルなどの民間団体	事業者や地域の団体が、障害のある人に必要な合理的配慮を提供するための環境を整える際にかかる費用を助成	・コミュニケーションツールの作成費(5万円までは全額助成) ・物品の購入費(10万円までは全額助成) ・工事の施工費(20万円までは全額助成)	随時	明石市市民生活局インクルーシブ推進課 TEL 078-918-6037	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu_soumu_ka/sabetsu/joseikin.html">https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu_soumu_ka/sabetsu/joseikin.html</a>
敬老月間推進(敬老会開催)事業	① 市の登録を受けた自治会等 ② 校区(地区)連合自治会 ③ まちづくり協議会、コミュニティ推進協議会 ④ 概ね小学校区単位の自治会等で構成し、市長が適当と認める団体	敬老会(高齢者を会場に招き、長寿を祝うために開催する催し)開催事業	・校区一括で開催する場合は、1小学校区あたり30万円を上限 ・自治会毎に開催する場合は、自治会等における世帯数及びイベントの内容等を考慮し、1小学校区あたりの上限額を変更	毎年6月に各小学校区の代表者に照会し、開催希望校区団体は、敬老会開催1ヶ月前までに申請。	明石市福祉局高齢者総合支援室いきいき係 TEL 078-918-5166	—

補助金・助成金一覧《地域》

(2024年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
高年クラブ活動促進(老人クラブ助成)事業	・概ね60歳以上の10人以上の市民で構成する高年クラブ ・市内の高年クラブで組織する明石市高年クラブ連合会	・老人クラブ助成事業及び老人クラブ活動強化推進事業(子育て支援・高齢者見守り活動、健康体操等の実施・普及促進活動) ・市町老人クラブ連合会活動促進事業(研修会、各種発表会等) ・高年クラブ見守りサポート事業(地域高齢者見守り活動)	① 適合クラブ(会員数30人以上) 年額120,000円(10,000円×12ヶ月) ② 中規模クラブ (会員数25人以上30人未満) 年額84,000円(7,000円×12ヶ月) ③ 小規模クラブ (会員数10人以上25人未満) 年額60,000円(5,000円×12ヶ月) ④ 明石市高年クラブ連合会 補助基準額の算定基準により算定した額 ⑤ 見守りサポート事業 (活動月数×2,000円)	6月初旬に高年クラブ連合会を通じて交付申請書類を送付。希望する高年クラブは必要書類を揃えて同年7月上旬までに申請。補助の決定は同年8月頃。	明石市高年クラブ連合会事務局 TEL 078-911-5518 明石市福祉局高齢者総合支援室いきいき係 TEL 078-918-5166	—
認知症カフェ助成金	認知症カフェを開催する団体で、次に掲げる要件をすべて満たすもの ① 市内の定まった会場(10人以上参加可能)で開催すること ② 月1回以上開催し、1回当たりの開催時間がおおむね2時間以上であること ③ 専門家(※)が1人以上参加すること ④ 認知症地域支援推進員と連携して開催すること ⑤ 宗教的又は政治的な活動を伴わないこと ⑥ 営利活動を伴わないこと ⑦ 法令及び公序良俗に反しないこと ※専門家とは、認知症に関する相談に対応できる者であって、医師、看護師、保健師、作業療法士その他の医療関係者又は介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士その他の介護・社会福祉関係者	認知症カフェの開催に要する経費及び認知症カフェを新たに開設するための経費	【運営助成金】 上限12万円(毎年度)。 ただし、年度途中の申請の場合は月割した額。 【開設助成金】 上限2万円(開設年度のみ)。 【特別助成金】 上限2万円(毎年度)	随時	明石市福祉局地域共生社会室共生社会づくり担当 TEL 078-918-5292	<a href="http://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kenko/koresha/ninntisyo.html">http://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kenko/koresha/ninntisyo.html</a>
シニア活動応援事業	次の①～④すべての要件を満たす団体または個人 ①参加対象者が市内在住の高齢者(65歳以上)や障害者など ②高齢者の健康や生きがいにつながる活動 ③自治会館や公民館などで開催 ④原則、週1回以上で1回あたり2時間以上活動 ※営利目的・特定のサークル活動は不可	元気な高齢者などの地域住民が自主的に運営し、高齢者などの居場所や活動の拠点を提供するシニア活動に対し、その経費の一部を補助	・整備費 上限額25万円(初年度に限る) ・運営費 実支出額または開催回数×2,500円のいずれか低い額(上限25万円)	4月1日～4月30日 提出方法:郵送または持参	明石市福祉局地域共生社会室共生社会づくり担当 TEL 078-918-5292	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/siniakatudououen.html">https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/siniakatudououen.html</a>



補助金・助成金一覧《地域》

(2024年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
文化芸術振興事業助成金	次の要件をすべて満たす団体または個人 ① 市内に事務所又は活動の拠点がある ② 18歳以上の者5人以上で組織されている団体又は18歳以上の方 ③ 定款、規約、会則等を有する(個人の場合を除く)	① 文化芸術振興活動助成金 ・文化芸術創作発表事業 ・文化芸術鑑賞事業 ・文化芸術普及啓発事業  ② 子ども文化芸術活動助成金 ・子ども文化芸術体験事業 ・子ども文化芸術鑑賞事業 ・若手アーティスト育成事業	① 文化芸術振興助成金 助成対象事業経費の3分の1以内、上限10万円  ② 子ども文化芸術活動助成金 助成対象事業費の2分の1以内、上限10万円	4月1日～4月21日 提出方法:持参、郵送または申込フォーム	公益財団法人 明石文化国際創生財団(文化芸術担当) TEL 078-918-5085	<a href="https://www.accf.or.jp/request/subsidy/">https://www.accf.or.jp/request/subsidy/</a>
国際交流事業助成金	市内を中心に活動する国際交流団体で次の要件をすべて満たす団体 ① 市内に活動拠点(事務所等)があること ② 国際交流活動、多文化共生に取り組んでいる ③ 会則、定款等の定めがあり、これに基づき、民主的な方法で組織が運営されていること ④ 複数の構成員で組織され、助成事業を安全かつ適切に実施する能力があること ⑤ 団体としての会計経理が明確であること ⑥ 法令などを遵守し、反社会的な行為を行わないこと	・在住外国人等への支援事業 ・青少年の国際交流促進に関する事業 ・市民の国際理解促進のための啓発事業 等	助成対象事業費の1/2以内とし、上限額は以下のとおり。 ・年間を通じた(月1回以上)助成事業は6万円 ・その他の助成事業は3万円	4月1日～4月21日 提出方法:持参	公益財団法人 明石文化国際創生財団(国際交流担当) TEL 078-918-0044	<a href="https://www.accf.or.jp/request/subsidy/">https://www.accf.or.jp/request/subsidy/</a>
公募配分事業 (赤い羽根共同募金/善意銀行)	市内で地域活動を行うボランティア団体・福祉活動団体・自治会・町内会など(赤い羽根共同募金運動の参加団体または市社会福祉協議会の会員に限る)で、市からの補助金等が50万円未満の団体 等 ※詳細は市社協まで	・地域福祉活動事業 ・周年、記念事業 ※詳細は市社協まで	決定次第案内 ※自己負担が必要な場合あり	決定次第案内	明石市社会福祉協議会 地域支援課 TEL 078-924-9105	<a href="http://www.akashi-shakyo.jp">http://www.akashi-shakyo.jp</a>

補助金・助成金一覧《地域》

(2024年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
サロン活動助成金	市内の地域住民を構成員(5人以上)とし、ミニケアサロンもしくはふれあいサロンを運営するグループ	市内地域を拠点に地域から孤立しがちな地域住民と協働したミニケアサロンもしくはふれあいサロンの開催経費(おおむね月1回以上)の一部を助成	上限3万円	4月下旬～5月下旬頃 関係書類を提出	明石市社会福祉協議会 地域支援課地域福祉係 TEL 078-924-9105	<a href="https://www.akashi-shakyo.jp/vc/iousei/">https://www.akashi-shakyo.jp/vc/iousei/</a>
ひょうごボランティア基金 ボランティア活動助成事業助成金	次の要件をすべて満たす法人格を持たないボランティアグループ・団体(以下「団体」という。) ・団体の主たる事務所の所在地又は代表者の住所が県内にあること ・明石市社会福祉協議会に届け出している団体 ・団体の構成人数が5人以上 ・主として特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条別表に掲げる活動分野の団体	県内において主として不特定多数の公益の増進を図ることを目的とした、自主的かつ継続的なボランティア活動を、年度中に12日以上行い、かつ、助成対象経費が4万円(消費税込)以上ある活動。 ただし、以下の活動は、活動日数には含まない。 ・宗教・政治・営利活動 ・ベルマーク等の収集活動 ・募金活動 ・物品・現金の寄贈 ・アルコール飲食を伴うような活動 ・団体メンバーのみを対象とした練習、学習会や例会・ミーティング・親睦会等 ・活動の性質上1人の活動とならざるを得ない活動以外での1人で行う活動 ・事前準備(練習、仕込み、打ち合わせ)	1団体あたり上限2万円	例年7月1日～8月10日 所定のエントリー書に必要事項を記入し、明石市社会福祉協議会へ提出	明石市社会福祉協議会 地域支援課地域福祉係 TEL:924-9105 または ひょうごボランティアプラザ TEL:078-360-8845	<a href="https://www.hyogo-volaza.jp/grant_donation/plaza_grant/grant_v.html">https://www.hyogo-volaza.jp/grant_donation/plaza_grant/grant_v.html</a>
東播磨地域づくり活動 応援事業	(1)一般枠 次の①～⑦の要件をすべて満たす地域の団体 ①東播磨地域の中の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること、または活動しようとしていること ②規約や代表者を決めていること ③応募事業の実施にあたって実際に活動する構成員が5名以上いること ④活動を行う地域住民が自由に参加可能であること ⑤営利活動、宗教活動及び政治活動を主たる目的とした団体又は法人でないこと ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体又は法人でないこと ⑦その他、公共の福祉に反する活動を行う団体又は法人でないこと  (2)若者参画応援枠[新設] 上記①～⑦の要件をすべて満たす団体で、応募団体の構成員に40歳未満の若者が5名以上(構成員が10名未満の団体の場合は構成員の	次の①～⑤の要件を満たす事業。 (要件) ① 東播磨地域の活性化又は課題解決につながる、地域団体が主体となり実施する事業 ② 東播磨地域ビジョン2050の実現に向けた、以下の方向性のいずれかに該当する事業 ③ SDGs(持続可能な開発目標)の推進に資する事業 ④ 補助対象経費の合計額が10万円以上の事業 ⑤ 令和6年4月1日～令和7年2月14日の期間に実施され、完了する事	(1)一般枠 1件あたり、10～25万円(補助額は万単位) 応募件数や審査結果により、不採択や減額の可能性がありますのでご了承ください。  (2)若者参画応援枠 1件あたり、10万円～25万円の希望額(補助額は万単位) 10団体程度採択予定(採択されなかった団体についても、一般枠として審査します。)	令和6年4月1日～4月26日 原則持参	東播磨県民局 地域振興 室 県民課 TEL 079-421-9290	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk11/eh02_2_00000002.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk11/eh02_2_00000002.html</a>

補助金・助成金一覧<地域>

(2024年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
あかしインクルーシブ商店街・自治会等補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街等</li> <li>・市の登録を受けた自治会、町内会又はその連合体</li> <li>・UD計画の関連施設の一部</li> <li>・公益活動を目的とした活動を行う団体(②のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①バリアフリー工事の補助</li> <li>②主催するイベント・研修の補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①上限50万円</li> <li>②上限25万円</li> </ul>	<p>(募集期間) 5月頃～12月末 (応募方法) 事前相談、インクルーシブアドバイザー制度の利用の上の申請。</p>	<p>明石市政策局インクルーシブ推進室 TEL078-918-6037</p>	—
老後を豊かにするボランティア活動資金助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 5名以上で活動し、かつ営利を目的としないグループ・団体(法人格の有無は問わない)</li> <li>(2) グループ・団体結成以来の活動実績: 満2年以上(令和6年3月末基準)</li> <li>(3) 過去2年以内(令和4年度以降)に当財団から助成を受けていないこと。</li> <li>(4) グループ・団体の組織・運営に関する規約(会則)、年度毎の活動報告書類及び会計報告書類が整備されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者、障がい児者の支援に係るボランティア活動</li> <li>②子ども食堂等の居場所づくりや運営に係るボランティア活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①5万円～15万円</li> <li>②5万円～20万円</li> </ul>	<p>6月14日まで 所定の申請書を直接郵送</p>	<p>公益財団法人 みずほ教育福祉財団 福祉事業部 TEL 03-5288-5903</p>	<p><a href="http://www.mizuho-ewf.or.jp/">http://www.mizuho-ewf.or.jp/</a></p>

補助金・助成金一覧<安全>

(2024年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
ひょうご安全の日推進事業(実践活動事業)	① 地域団体(自主防災組織、自治会、マンション管理組合、まちづくり協議会等) ② 学生グループ、NPO・ボランティア団体 ③ 学校 ④ 企業・事務所	以下の①～⑥のいずれかの事業 ① 防災訓練、防災学習 ② 「マイ避難カード」の作成に係るワークショップ、避難訓練等 ③ 災害時要配慮者を対象とした防災訓練、防災学習会等 ④ 避難行動要支援者の個別避難計画の策定 ⑤ 地区防災計画の策定 ⑥ 避難所自主運営マニュアルの策定	上限30万円(千円未満切り捨て) ※対象経費2万円以上	事業開始月の前月5日まで	ひょうご安全の日推進県民会議事務局(兵庫県防災支援課) TEL 078-362-9984	<a href="https://19950117hyogo.jp/calendar/">https://19950117hyogo.jp/calendar/</a>
ひょうご安全の日推進事業(計画等策定支援専門家派遣事業)	個別避難計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定しようとする地域団体	個別避難計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定しようとする地域団体に指導・助言を行うため、ひょうご安全の日推進県民会議が登録した専門家を無償で派遣	・(専門家派遣)実践活動事業助成金の交付決定日から原則1年以内 ・1回あたり2人まで ・原則として10回まで(1回あたり3時間以内)	事業開始月の前月5日まで	ひょうご安全の日推進県民会議事務局(兵庫県防災支援課) TEL 078-362-9984	<a href="https://19950117hyogo.jp/calendar/">https://19950117hyogo.jp/calendar/</a>
ひょうご安全の日推進事業(自主防災組織強化支援事業)	自主防災組織	以下の①～③のいずれかの防災訓練 ① 避難行動要支援者対応を含む避難訓練 ② 避難所自主運営マニュアル又はそれと同等の訓練計画による避難所運営訓練 ③ その他特色ある訓練(例:夜間避難訓練等)	上限26万円(千円未満切り捨て) ※防災資機材の購入に対する助成額は助成対象経費の2/3の範囲内とし、15万円を上限とします。	事業開始月の前々月20日まで	ひょうご安全の日推進県民会議事務局(兵庫県消防課) TEL 078-362-9819	<a href="https://19950117hyogo.jp/calendar/">https://19950117hyogo.jp/calendar/</a>
明石市防犯カメラ設置補助金	① 自治会・町内会 ② 校区まちづくり組織	地域における防犯活動を推進し、犯罪のない安全・安心なまちの実現を図るため、防犯カメラの設置または更新を行う自治会等に対して、その設置費用の全部または一部を補助。  ※ 更新の場合は、現在設置されている防犯カメラが設置後5年以上経過していること	1箇所につき 上限6万円  ※ 1箇所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいい、複数台の防犯カメラを設置し、レコーダー1台に接続する場合は、1箇所とする。	令和6年7月31日まで	明石市総務局総合安全対策室安全管理担当 TEL 078-918-5069	
明石市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金	明石市内に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方。 ① 申請時に65歳以上である方。 ② 65歳未満であるが、認知症の診断を受けている方。 ③ ①または②の方と同居している方。	特殊詐欺を未然に防ぐことを目的に製造された、着信前自動警告機能及び自動録音機能を有する固定電話機、または固定電話機に設置する機器の購入費用の全部または一部を補助。	① 固定電話機：10,000円(ただし購入額が10,000円未満の場合は、購入額) ② 外付け機器：5,000円(ただし購入額が5,000円未満の場合は、購入額)  ※いずれも令和6年4月1日以降に購入したものが対象となります。	令和7年1月31日まで	明石市総務局総合安全対策室特殊詐欺対策電話機購入補助事業担当 TEL 078-918-5059	

補助金・助成金一覧〈こども〉

(2024年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
こども応援助成金	児童健全育成活動又は子育て支援活動を継続的に実践する市内在住・在勤、在学の概ね5人以上で構成されたグループ	児童健全育成や子育て支援活動を直接の目的として、市民グループ等自らが主体的、自主的に実践していく活動で、継続的に展開される活動	① チャレンジコース(上限10万円) ② サポートコース(上限5万円) ③ 地域学習支援トライコース(上限40万円) ④ 地域学習支援サポートコース(上限20万円) ⑤ こども・若者チャレンジコース(上限5万円)	4月中旬～5月中旬	公益財団法人こども財団 TEL 078-920-9670	<a href="https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/katsudou/chikikatsudo_shien/kodomooouen">https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/katsudou/chikikatsudo_shien/kodomooouen</a>
こどもの居場所づくり事業助成金	子どもたちが食を通じて地域とふれあい、豊かな人間性や社会性を育む「すべての子どもの居場所」および支援が必要な子どもを関係機関につなぐ「気づきの地域拠点」としてこども食堂を開設する市民等	① 食材費や消耗品費等こども食堂運営にかかる経費 ② 備品購入費 ③ 食品衛生責任者養成講習会の受講料	① 開催1回につき 1万円～ ② 1年度に1回、原則備品の購入費 3万円～ ③ 食品衛生協会が開催する食品衛生責任者養成講習会の受講料実費分 8,000円 ※営業許可を取得している、主に飲食業を営む団体・個人の方の場合は助成金額が異なります。	随時	公益財団法人こども財団 TEL 078-920-9670	<a href="https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/kodomoshokudo_joseikin">https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/kodomoshokudo_joseikin</a>
こども版公募配分事業	明石市内の小学校、中学校、養護学校、高等学校、放課後児童クラブに通う児童・生徒	学校生活を豊かにするための行事、児童会・生徒会・委員会活動・クラブ活動等の活動資金、備品購入、資機材製作、周年・記念行事、子どもの育成に関わる活動等で、学校や放課後児童クラブ等から申請の同意が得られるもの。 ※複数団体による同一事業の申請は不可 ※助成は年度に一度限り	最大5万円(自己負担額なし)	【期間】決定次第随時 【方法】学校または放課後児童クラブを通じて申請	明石市社会福祉協議会 地域支援課 TEL 078-924-9105	<a href="http://www.akashi-shakyo.jp/bokin.htm">http://www.akashi-shakyo.jp/bokin.htm</a>



補助金・助成金一覧〈環境〉

(2024年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
再生資源集団回収団体助成	市内の自治会、町内会、高年クラブ、子ども会、PTA、その他地域住民が組織する団体で次に掲げる要件をすべて備える団体。 ① 団体の構成世帯が概ね20世帯以上であり、又は団体の構成員が概ね20人以上であること ② 再生資源の集団回収を自ら実施していること ③ 年間の再生資源集団回収計画が策定されていること ④ 3年以上継続して集団回収活動をする見込みがあること ⑤ 営利を目的としない団体であること ⑥ 市の登録を受けた団体であること。	市内の家庭から排出される再生資源を集団回収する団体に対し助成金を交付する。	再生資源の品目に応じて助成(回収量1キログラムにつき) ・新聞：3円 ・雑誌、雑がみ：5円 ・上記以外の紙類：4円 ・布類：4円 ・金属類：4円 ・びん類：4円	申請は、再生資源集団回収助成金交付申請書を提出 【活動期間：1月～6月(第1期)】 申請：7月 【活動期間：7月～12月(第2期)】 申請：1月	明石市環境産業局環境室 資源循環課 TEL 078-918-5794	<a href="http://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/genryou_r/syuudan_kaisyuu.html">http://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/genryou_r/syuudan_kaisyuu.html</a>
飼い主のいない猫去勢・不妊手術助成金	市民、自治会、団体など	飼い主のいない猫でお困りの地域の方が、飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を行い、手術にかかった費用の一部	上限：オス7,000円、メス13,000円 ①個人：5匹まで ②自治会・団体等：20匹まで ※手術金額が上記の金額より低い場合は、手術金額が助成金額	4月6日～ 助成金が満額に達した時点で終了	明石市環境産業局環境室 あかし動物センター TEL 078-918-5797	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/dobutsu/jyoseikin/index.html">https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/dobutsu/jyoseikin/index.html</a>
まちづくり活動支援制度	【まちづくりアドバイザー派遣】 3人以上の住民または関係権利者で構成する団体 【まちづくり団体活動助成】 地区内(面積2,000平方メートル以上)の世帯数または権利者の半数以上で構成され、規約等を整備し、地区住民に活動内容や活動成果を周知できる団体	【まちづくり団体活動助成】 ・まちづくり構想や計画策定のための経費 ・まちづくりニュースやパンフレットの作成、勉強会などの会場使用料等	【まちづくりアドバイザー派遣】 延べ10人を上限 【まちづくり団体活動助成】 年間100万円を限度に最長5年間 ただし通算した助成合計額の上限は300万円	随時(助成期間等については別途協議)	明石市都市局都市整備室 都市総務課 TEL 078-918-5037	<a href="http://www.city.akashi.lg.jp/tosei/tokei_ka/machizukuri/toshi/toshi/shiensedo-02.html">http://www.city.akashi.lg.jp/tosei/tokei_ka/machizukuri/toshi/toshi/shiensedo-02.html</a>
公園愛護会活動に対する報償費	自治会・町内会などで結成する公園愛護会	公園愛護会の報償費は、愛護会活動に必要な費用で、市から愛護会に対して活動面積に応じて年に1度お支払いするものです。 具体的には、愛護会活動に必要な用具の購入、報償費の支払いに必要な活動写真や作業日報の作成、愛護会関係者との会議や市への連絡などに要する費用として、報償費をお支払いいたします。	具体的な助成金額は、活動面積に応じて支給しています。	募集期間は随時(具体的な期間については別途協議)	明石市都市局都市整備室 緑化公園課 TEL 078-918-5039	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/kouen_ka/machizukuri/koen/shinokoen/aigokai.html">https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/kouen_ka/machizukuri/koen/shinokoen/aigokai.html</a>
県民まちなみ緑化事業	・自治会、婦人会、老人会などの住民団体 ・まとまった面積の緑化を行う土地所有者(個人・法人など) ・法人、個人、住民団体及び市町等により構成する協議会(都心緑化のみ)	① 一般緑化(30㎡以上) ② ひろばの芝生化(30㎡以上) ③ 駐車場の芝生化(30㎡以上) ④ 校園庭の芝生化(30㎡以上)	① 一般緑化(上限400万円) ② ひろばの芝生化(上限400万円) ③ 駐車場の芝生化(上限375万円) ④ 校園庭の芝生化(上限800万円)	4月1日～11月29日 ※駐車場の芝生化事業については4月1日から5月15日	①②④ 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課 TEL 079-421-9402 ③ 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課緑化政策班 TEL 078-362-3563	<a href="http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20_000000005.html">http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20_000000005.html</a>